

給 付 金 請 求 書												
所 属 名												
会 員 氏 名						会 員 番 号 (職 員 番 号)						
給 付 種 別	結 婚 祝 金	配 偶 者 氏 名				婚 姻 年 月 日		年 月 日				
	弔 慰 金	死 亡 者 氏 名				死 亡 年 月 日		年 月 日				
		会 員 と の 続 柄 等		*会 員 と の 続 柄 等 に ○ を 付 け て く だ さ い。 本 人 ・ 配 偶 者 ・ 実 父 ・ 実 母 ・ 養 父 ・ 養 母 ・ 実 子 ・ 養 子 義 父 (同 世 帯) ・ 義 母 (同 世 帯) ・ そ の 他 扶 養 親 族 () ・ 死 産								
	遺 児 育 英 資 金	遺 児 等 の 氏 名		続 柄		生 年 月 日		学 年 (年 齢)		障 害		
						年 月 日				有		
						年 月 日				有		
						年 月 日				有		
						年 月 日				有		
*扶 養 者 が 配 偶 者 の 場 合 に は、そ の 配 偶 者 に つ い て ご 記 入 く だ さ い。 氏 名 ()												
災 害 見 舞 金	被 災 者 氏 名				被 災 年 月 日		年 月 日					
	被 災 の 場 所											
上 記 の と お り 請 求 し ま す。 年 月 日 一 般 財 団 法 人 神 奈 川 県 教 育 福 祉 振 興 会 理 事 長 殿 <div style="text-align: right;"> 請 求 者 氏 名 (印) 会 員 と の 続 柄 () *請 求 者 が 会 員 本 人 以 外 の 場 合 記 入 </div>												
振 込 金 融 機 関	銀 行 名						本・支店名					
	種 別	普 通	口 座 番 号 (7桁)				フリガナ				口 座 名 義 人	
上 記 の 記 載 事 項 は、事 実 と 相 違 い な い も の と 認 め ま す。 <div style="text-align: right;"> 所 属 長 職 名 氏 名 (印) </div>												

決 定 金 額 (振 興 会 使 用 欄)	
--------------------------	--

- 1 太線枠内に記入してください。
- 2 口座番号は右詰めで記入してください。
- 3 所属長の証明印は私印可。
- 4 振込金融機関は、労働金庫、信用金庫、農協等も可。
- 5 記入にあたっては、必ず裏面を参照してください。
- 6 給付金請求書の提出は、郵送又は持参してください。

1 結婚祝金

(1) 給付要件

会員が結婚したときは、2万円を給付します。(ただし、会員が退職し、その日から3ヶ月以内に結婚するときも含みます。)

(2) 注意事項

ア 「結婚したとき」とは、戸籍法による婚姻の届出をしたときを原則としますが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときも含みます。

イ 婚姻の事実の確認は証明書類及び所属長の確認により行うものとします。なお、会員が結婚のため退職し、その日から3か月以内に結婚するときは、退職予定日の1か月前から退職予定日まで婚姻申出書を添付して請求してください。

ウ 結婚により会員の姓が変わったときは、口座名義を含め新姓で記入してください。

エ 「婚姻年月日」は、戸籍法による婚姻の届出をした婚姻届の日を、事実上婚姻関係と同様の事情があるときは事実が発生した日を記入してください。

(3) 添付書類

結婚の事実が確認できる次の書類のうちいずれか一部。ウは戸籍法による婚姻の届出をしない場合に限る。本籍欄のほか、事実を証するに必要な事項以外の事項を省略又は抹消の上添付してください。なお、エの婚姻の事実についての申出書の場合を除き、コピー可。

ア 婚姻届受理証明書(請求者、配偶者氏名、婚姻日の記載されたもの)

イ 戸籍抄(謄)本の写(請求者、配偶者氏名、婚姻日の記載されたもの)

ウ 住民票(請求者、配偶者氏名、夫(未届)又は妻(未届)若しくは同居人の記載されたもの)

エ 婚姻の事実についての申告書(第1号様式)(退職後3か月以内に結婚する場合)

2 災害見舞金

(1) 給付要件

会員が災害により住居や家財に損害を受けたときは、損害の程度に応じて4~20万円を給付します。

(2) 注意事項

激甚災害により損害を受けた会員が多数であること、その他特別の事情があるときは理事会で決定します。

(3) 添付書類

ア 市区町村長、消防署長又は警察署長の発行する災害証明書の写し

イ 被災状況報告書(第2号様式)

ウ 現場写真

3 弔慰金

(1) 給付要件

会員等が死亡したときは、次のように給付します。

ア 会員が死亡したとき	16万5,000円
イ 配偶者が死亡したとき	6万5,000円
ウ 実(養)父母、実(養)子又は同居の義父母が死亡したとき	2万5,000円
エ 上記以外の扶養親族が死亡したとき	2万円
オ 会員又は配偶者の死産	1万円

(2) 注意事項

ア 「死産」とは、妊娠4ヶ月以上(胎児が85日以上育ったとき。)の死児の出産をいいます。

イ 「義父母」とは、配偶者の実(養)父母をいいます。

(3) 添付書類

死亡の事実が確認できる書類のうちいずれか一部をマイナンバー、本籍地、死因欄のほか事実を証するに必要な事項以外の事項を省略又は抹消して添付してください。

ア (1) 給付要件のア、イ及びウの実(養)父母、実(養)子に該当するときは、住民票(除票)の写、戸籍抄(謄)本の写、死体埋(火)葬許可証、死亡診断書(死体検案書を含む)、又は役所の受理証明がある死亡届(いずれもコピー可)のいずれか一部

イ (1) 給付要件のウの同居の義父母に該当するときは、同一世帯であることを確認できる会員氏名および死亡者氏名、続柄が記載されている住民票の写し。(コピー可)

ウ (1) 給付要件のエに該当するときは、上記アの添付書類に加えて、扶養親族届、公立学校共済組合員証等の扶養の事実が確認できる書類の写し

エ (1) 給付要件のオに該当するときは、死産証書(死胎検案書を含む)、医師の診断書又は、出産費・同付加金、家族出産費・同付加金請求書(公立学校共済組合提出用)の写し

4 遺児育英資金

(1) 給付要件

死亡した会員に、その会員又はその配偶者の被扶養者である次に掲げる遺族があるときは、遺族1人につき100万円を給付します。ただし、その遺族が小学校又は特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)就学前である者については30万円を、小学校等在学中である者については20万円を、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部在学中である者については10万円をそれぞれ加算します。

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある会員の実(養)子及び弟妹

イ 障害の程度が1級に当たる障害の状態にある会員の実(養)子及び弟妹

(2) 注意事項

ア 「被扶養者」とは、会員の死亡時に、被扶養者として認定されている者をいいます。

(添付書類：公立学校共済組合員証等の写し)

イ 「障害の程度が1級に当たる障害の状態」とは、会員の死亡前に、障害の程度が1級に当たる障害の状態にあったことをいいます。(添付書類：身体障害者手帳・療育手帳の写し又は医師の診断書)